

令和5年第6回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602

令和5年5月17日(水)

15時05分～15時55分

出席委員

教 育 長	安 原 敏 光
教育長職務代理者	長谷川 武 司
委 員	高 橋 正 明
委 員	田 原 知 江
委 員	小 野 武 也

事 務 局

教育部長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	平 田 潔
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主事	峰 松 沙 那

議	題
三教委議第22号	三原市立学校等施設の開放に関する規則の一部改正について（公開）
三教委議第23号	令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三原市採択基本方針について（公開）
三教委議第24号	令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定に係る諮問について（公開）
三教委議第25号	令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書に係る三原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第26号	令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書に係る三原市教科用図書採択地区選定委員会委員の任命について（非公開）
三教委議第27号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第28号	三原市文化財保存活用協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委報第9号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第10号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 令和5年6回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は高橋委員と田原委員にお願いする。

それでは、令和5年第5回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

書記 (令和5年第5回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第22号」から「三教委議第24号」までを公開とし、それ以外は人事案件等であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 それではそのように取り扱う。それでは「三教委議第22号」について、事務局から説明願う。

石原次長兼教育振興課長 6ページ三教委議第22号「三原市立学校等施設の開放に関する規則の一部改正について」説明します。提案理由は、平日の施設開放時間の前倒しについて、利用者の利便性の向上を図るため、この案を提出するものです。7ページに新旧対照表を記載しており、現行、本規則第2条第2項第1号に平日については、午後6時から午後9時までとしているところを、改正案として平日午後5時から午後9時までとしています。こちらの学校施設の開放にあたっては、現在約160の団体が登録されており、各学校の屋内運動場や屋外運動場を利用しながら継続的にスポーツを行っています。そのうち約60の団体が小学生や中学生が主体で活動をする団体です。こういった状況の中で学校運営に支障のない範囲で開放時間を早めることで、児童生徒の帰宅後の学習時間や睡眠時間の確保にもつながることから、改正を行うものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

小野委員 団体から要望があり、改正に至ったのか。

石原次長兼教育振興課長 具体的な要望書の形式を以って、要望があったわけではありませんが、意見としては聞いていましたので、その点を踏まえて判断しました。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第23号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第23号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第24号」について事務局から説明願いたい。

山森学校教育課長 8ページ三教委議第23号「令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三原市採択基本方針について」説明します。三原市教科用図書採択地区の採択事務に関する要綱に基づき、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の

三原市採択基本方針を別紙のとおり策定するものです。提案理由は、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を、適正かつ公正に採択するため、この案を提出するものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

小野委員 採択にあたって、審査を行った人物の名前の公表はあるのか。

山森学校教育課長 選定の調査員につきましては、採択に関わって最終的に名前の公表を行うことになっています。

小野委員 採択したその年に公表されるのか。

山森学校教育課長 採択のあった年に公表することになっております。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第23号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第23号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第24号」について事務局から説明願いたい。

山森学校教育課長 11ページ三教委議第24号「令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定に係る諮問について」説明します。令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定について、別紙のとおり三原市教科用図書採択地区選定委員会に諮問します。提案理由は、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を、適正かつ公正に採択するため、この案を提出するものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

小野委員 調査員の数が4人と示されているが、何か理由はあるのか。

山森学校教育課長 4名の基準については、今答えを持ち合わせておりませんので、わかり次第、お答えいたします。

小野委員 教科書の採択にあたっては、直接の利害関係を有する者は調査員になることができないとあるが、この点については文部科学省から別に通知があるという解釈でいいのか。

山森学校教育課長 文部科学省から広島県教育委員会を通して、通知が来ます。

高橋委員 選定委員の選定基準などはあるのか。

山森学校教育課長 要綱の第8条に示しているように、調査員は関係小中学校の校長、教頭、教員及び三原市教育委員会事務局職員のうちから、選定委員長が依頼することになっています。教育に深い見識がある者を選ぶのが慣例でして、細かな基準というのはこちらで持っていません。

高橋委員 子どもにとっては身近な教材であるし、大変重要な学習内容だと考えるので、公平公正な人選をお願いしたい。

山森学校教育課長 調査員の選定につきましては、公平公正になるようにしっかりと努めて参ります。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第24号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第24号」は原案どおり可決された。それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で第6回定例教育委員会会議を終了する。

15時55分 教育委員会会議終了

傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____